
阿賀野市公園機能適正化計画

令和8年3月

阿賀野市

目 次

第1章	計画についての基本的な事項の整理	
1-1	計画の目的	1
1-2	計画の位置づけ	1
1-3	対象公園	2
1-4	計画の期間及び見直し時期	3
第2章	阿賀野市の現況と都市特性	
2-1	阿賀野市の概況	3
2-2	自然的条件	4
2-3	社会的条件	4
第3章	現状と課題の整理	
3-1	現状の公園整備状況	7
3-2	公園の利用状況	7
3-3	公園の課題	7
第4章	基本方針	
4-1	機能適正化に関する基本方針	7
第5章	機能適正化の考え方	
5-1	公園の新設	8
5-2	公園の機能充実	8
5-3	公園の機能縮小	8
5-4	【参考】公園に関するアンケート調査	11
第6章	機能適正化の推進	
6-1	機能適正化計画の進め方	11
6-2	機能適正化計画の施策展開	12
	【参考資料】公園に関するアンケート調査結果	50

第1章 計画についての基本的な事項の整理

1-1 計画の目的

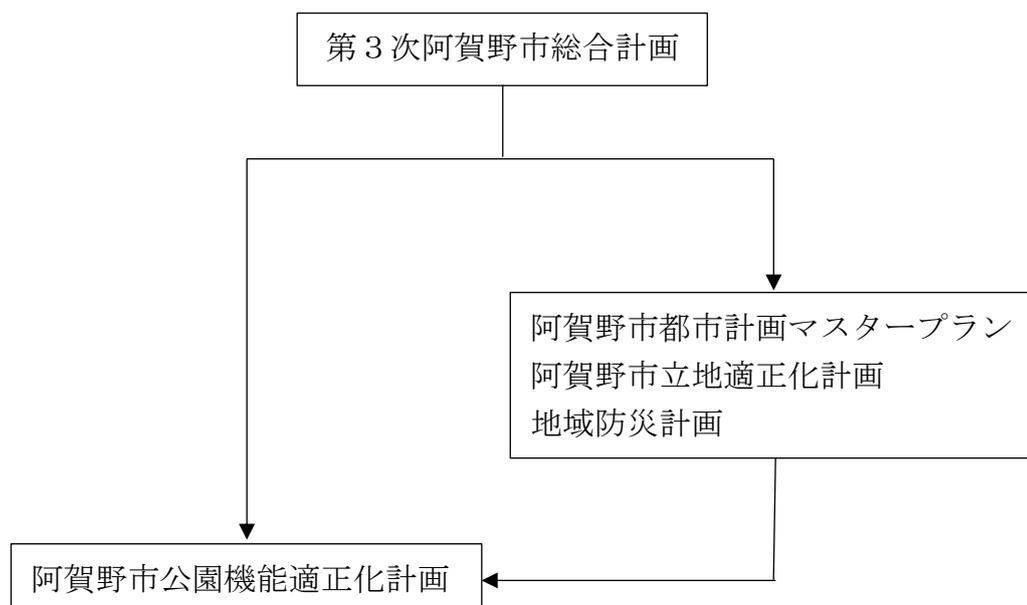
阿賀野市は、平成16年4月1日に四町村が合併して誕生した市ですが、合併前のそれぞれの町村が整備した公園施設を受け継ぎ、公園は子どもの遊び場・高齢者の憩いの場として、また、市民の健康づくりやレクリエーション活動の場として利用されてきました。

しかしながら、利用者の年齢やライフスタイルをはじめとする社会情勢は大きく変化しており、公園に求められる機能が変化しているため地域ニーズに合わせた整備・維持管理を行っていくことが必要となってきました。

今後は人口減少・少子高齢化社会により、公園を増やすといった「量的な充実」から、都市公園等の機能分担や相互の位置付けを確認しつつ、今後の市民の余暇活動などの需要への影響に配慮しながら、次の世代の負担軽減に向けた適切な配慮と運営の方策を示すことを目的として「阿賀野市公園機能適正化計画」（以下、機能適正化計画という。）を策定します。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「第3次阿賀野市総合計画」や「阿賀野市都市計画マスタープラン」等を上位計画とし、関連計画との整合を図りながら、今後の公園の機能適正化に対する阿賀野市の考えを示すものです。



■上位計画に定められた公園の配置及び方針

■第3次阿賀野市総合計画 前期基本計画（2025-2028期）

□土地、建物等の有効利用

○施策の基本方針

- ・市を代表する観光地でもあり、健康づくりの場としても多くの利用がある瓢湖水きん公園を中心として、公園の適切な維持管理を行います。

■阿賀野市都市計画マスタープラン（令和4年7月）

□公園・緑地の整備方針

- ・瓢湖水きん公園は、白鳥をはじめとする鳥類が飛来する環境を保全しながら都市公園としての機能の拡充を図ります。
- ・国道49号阿賀野バイパス沿道に地域活性化や防災の拠点となる道の駅を整備します。
- ・国道49号阿賀野バイパス沿道に既設スポーツ施設を核とした交流活動エリアの形成を図ります。
- ・子どもと一緒に高齢者も楽しめる健康遊具の導入についても検討します。
- ・住宅地の整備や新規開発にあたっては、一定規模の公園・緑地を配置し、快適な住環境の確保を図ります。
- ・身近な公園・緑地は、日常の地域住民の交流や災害時の一時避難場所として活用を図ります。
- ・利用者の多い公園については、公園の長寿命化を図るため、公園施設の整備・改築・更新を進めます。

■阿賀野市立地適正化計画（令和4年7月）

□誘導施策の設定

・居住誘導施策

施策18 一時避難所としての公園整備の検討

- 居住誘導区域内の居住環境の向上や災害における一時避難所の確保のため、利用しやすい公園の整備を検討します。

1-3 対象公園

阿賀野市にある公園は大きく分別すると右表の4種類があります。

公園の種類	説明	公園数
都市公園	都市公園法に定められており、通常市や県が設置し管理しているもので、その設置基準は法令で定められております。規模や形態等で多くの種別に分かれています。市内の比較的大きな公園が都市公園に属しており、瓢湖水きん公園、道の駅あがのなどあります。	13 箇所
条例公園	阿賀野市の条例に定められた公園で都市公園に準ずる公園です。	19 箇所
児童遊園	児童福祉法で定められており、児童の健康増進や情緒の豊かさを目的として、児童に安全な遊び場を提供する野外型の施設です。	4 箇所
開発公園	宅地開発等の開発行為によって新たに設けられる公園や緑地のことで、原則自治会の管理となります。	71 箇所

※位置については P9 図 2 を参照

このたび機能適正化計画において対象とする公園は、都市公園 13 箇所、条例公園 19 箇所、児童遊園 4 箇所の合計 36 箇所とします。

1-4 計画の期間及び見直し期間

本計画の計画期間は、上位計画である第 3 次阿賀野市総合計画（2025-2032）を考慮し、令和 15 年度までの 7 年間とします。なお、計画期間中において必要に応じて随時見直しを図っていく予定です。

第 2 章 阿賀野市の現況と都市特性

2-1 阿賀野市の概況

1) 位置・地勢

阿賀野市は、新潟平野のほぼ中央に位置し、南側に大河阿賀野川が流れ、東側に標高 1,000 メートル級の山々が連なる五頭連峰を背にして形成された扇状地におよそ 6,500 ヘクタールの水田が広がる穀倉地帯です。

県都新潟市から南東へ約 20 キロメートル、東は新発田市、阿賀町、西は新潟市、南は五泉市、阿賀町、北は新潟市、新発田市にそれぞれ接しています。磐越自動車道や国道 49 号、国道 460 号、国道 290 号、J R 羽越本線が通り、県都に隣接する自然環境豊かな地域です。

阿賀野市は、東西約 18.5 キロメートル、南北約 15.3 キロメートルで、192.7 平方キロメートルの面積を有しています。



2-2 自然的条件

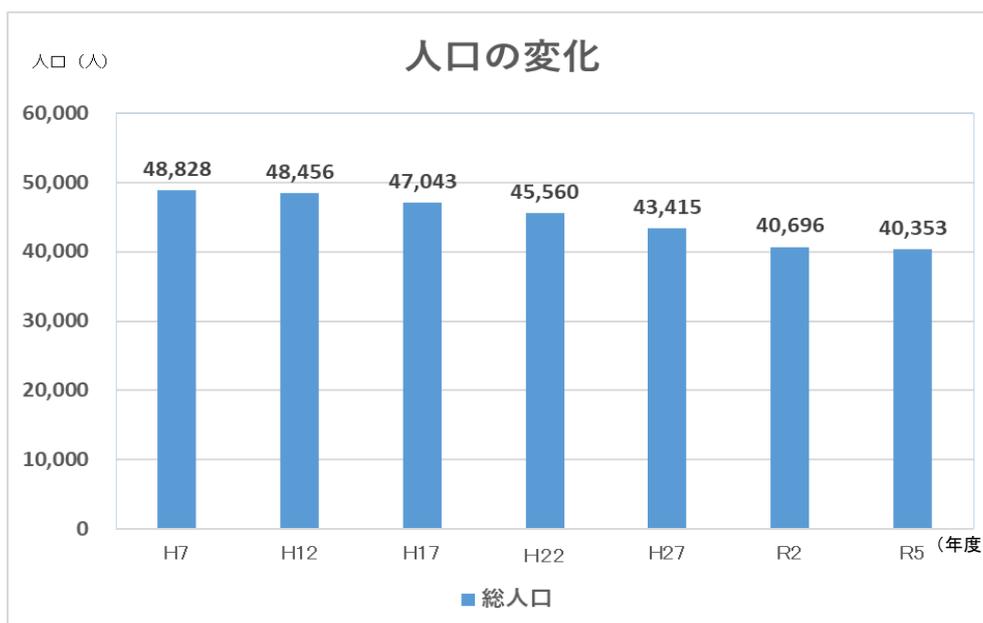
1) 気候

阿賀野市の気候は、日本海側気候に属していますが、冬期間でも近年の暖冬傾向により、小雪で日常生活に支障が出るようなことはありません。春から夏にかけて、阿賀野川の水面を渡るように、時折強い東南（ダシ）の風がこの地域を吹き抜けます。

2-3 社会的条件

1) 人口

平成7年から減少傾向となり、令和5年時点で40,353人となっています。おおよそ20年前比で14%の減少、10年前比で7%の減少となっています。

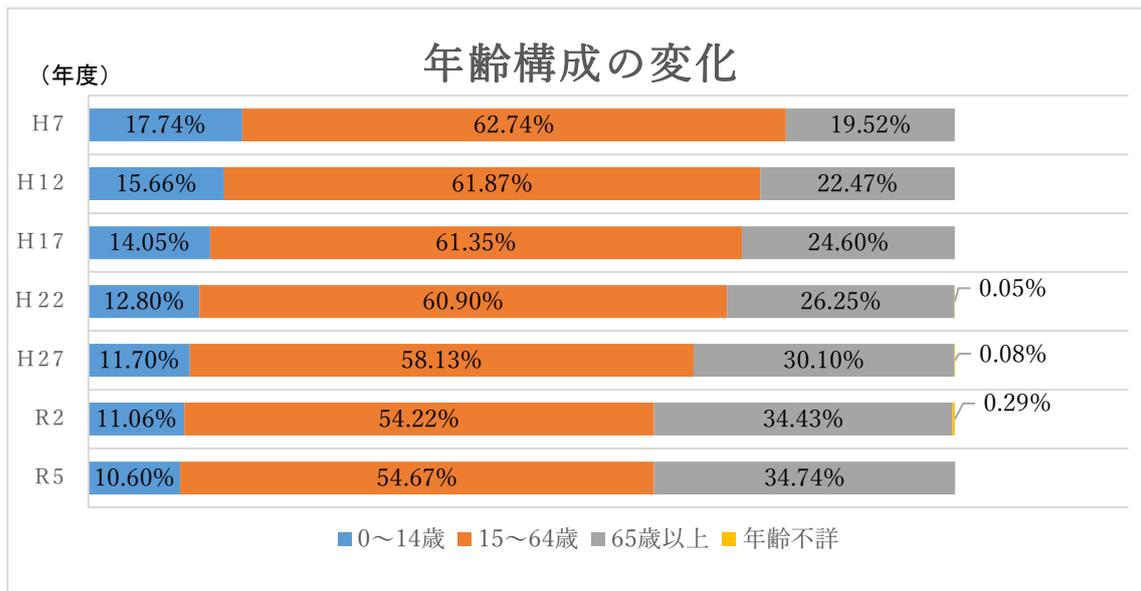


資料：国勢調査、住民基本台帳人口（令和5年1月1日現在）

2) 年齢構成の変化

人口の構成比では、全国と同様の傾向にあり、年少人口（14歳以下）が減少、高齢人口（65歳以上）は増加しています。平成27年以降は高齢化率が30%を超え、令和5年には34.7%まで上昇しています。

阿賀野市は、平成12年以降、超高齢者社会の構造となっています。



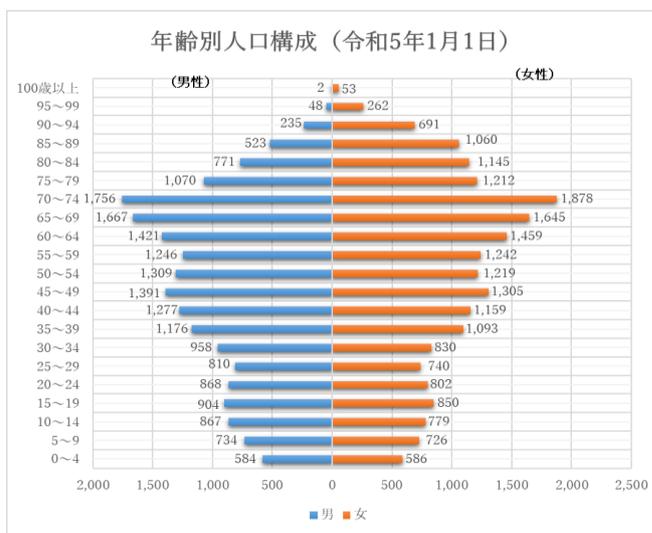
資料：国勢調査、住民基本台帳人口（令和5年1月1日現在）

3) 年齢別人口構成の動向

阿賀野市の年齢別人口構成比は、この約10年で大きく変化しています。平成22年時点で少子高齢化の影響で「つぼ型」となっていました。令和5年時点では、より少子高齢化の傾向が強くなり、「コマ型」に変化しています。



資料：国勢調査



資料：住民基本台帳

4) 土地利用

本市域は、東部山間地を除いた全域の77.4%が都市計画区域（都市地域）となっています。

また、市街地（用途地域）を除く平野部を中心に、農業振興地域（農業地域）が広く指定されています。

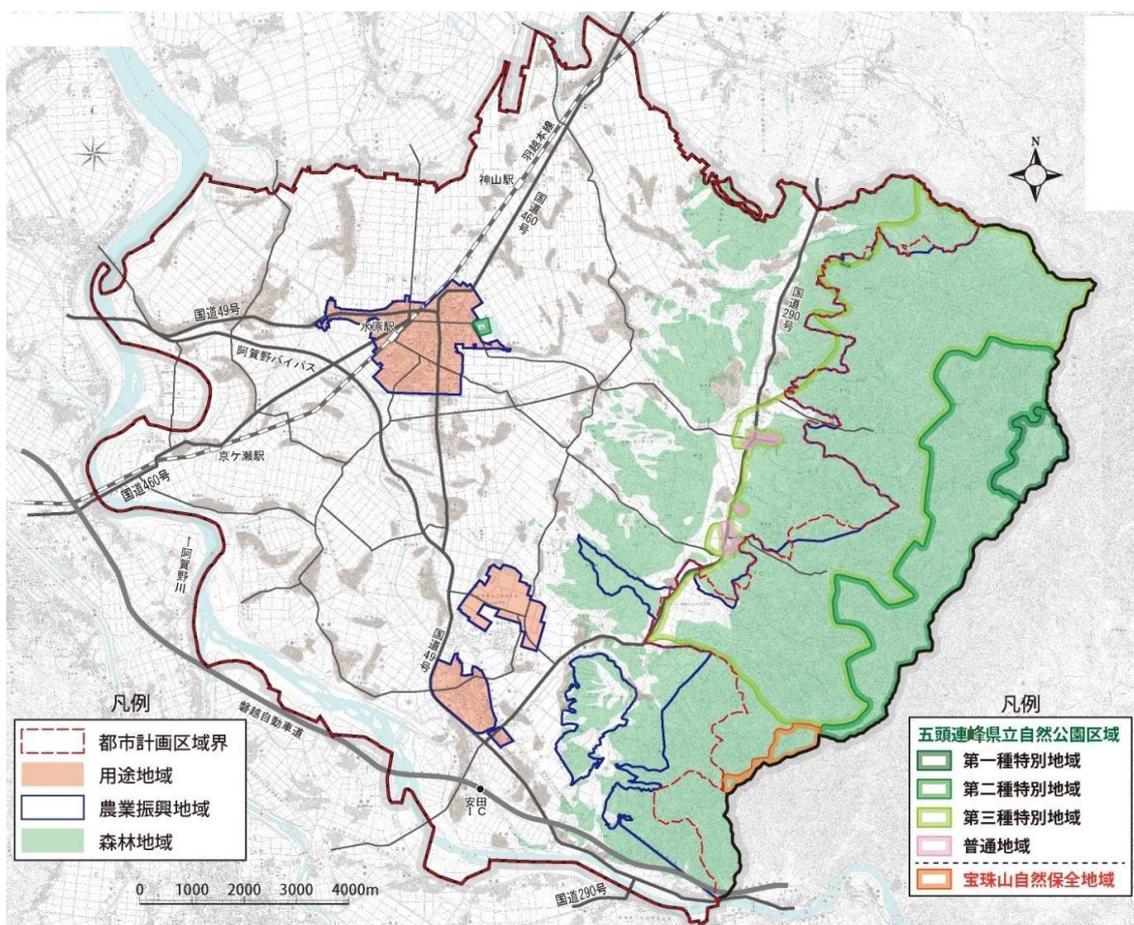
なお、市域の東部山間地と瓢湖は、五頭連峰県立自然公園（自然公園区域）となっています。

	行政区域	都市地域	農業地域	森林地域	自然公園区域	自然保全地域
面積 (ha)	19,274	14,913	13,538	7,328	4,616	90
割合 (%)	100.0	77.4	70.2	38.0	24.0	0.5

※国土利用法で規定する都市、農業、森林、自然公園、自然保全の5地域の区分

資料：LUCKY（国土交通省）

図1 土地利用法規制状況



第3章 現状と課題の整理

3-1 現状の公園整備状況

阿賀野市の公園箇所数は、合計 36 箇所です。（開発公園を除く。）

各地区の状況は、安田地区が 12 箇所、京ヶ瀬地区が 10 箇所、水原地区が 6 箇所、笹神地区が 8 箇所となっています。

また、合計面積は約 98.8ha であり、0.5ha（5,000 m²）未満の公園が約半数（19 箇所、52.8%）を占めています。

水原地区の瓢湖に位置する「瓢湖水きん公園」、安田地区の赤松山に位置する「赤松山森林公園」はそれぞれ 30.2ha、22.0ha を有し、本市の自然環境を生かした特長ある公園となっています。

本市が管理する公園の一人当たりの公園面積は、26.3 m²/人（R5.3 現在）であり、標準数値の 10 m²/人（都市公園法施行令）及び新潟県の 17.2 m²/人より広い面積が整備されています。

3-2 公園の利用状況

公園については、利用数の把握が難しいところであるが、傾向については以下のとおりです。

- ・都市公園のうち、河川公園や赤松山公園はキャンプ等で幅広い年齢層に利用されています。
- ・道の駅あがのや瓢湖水きん公園、天朝山公園等の観光拠点である公園については年齢を問わず市内・市外から多く利用されています。
- ・小規模の公園や児童遊園などの一部の公園では、人口減少と少子高齢化により、ほとんど利用の無い箇所があります。

3-3 公園の課題

全体的な課題としては、以下のとおりです。

- ・維持管理費の財政負担。
- ・遊具等の耐用年数老朽化。
- ・利用者の少ない公園が多数存在。

第4章 基本方針

4-1 機能適正化に関する基本方針

都市公園をはじめとする公園は、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層による自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等、多

様な活動拠点ではありますが、人口減少が進んでいることや世代構成のバランスの変化が進んでいることから、各公園機能を見直し市民に利用しやすい公園に再編します。また、利用状況の少ない公園については統廃合を検討します。

再編後についても将来にわたって市管理や自治会管理、ParkPFI（注1）や指定管理者制度（注2）など社会情勢を考慮した管理形態について検討していきます。

第5章 機能適正化の考え方

5-1 公園の新設

市では令和4年度に都市公園である「道の駅あがの」を整備しました。現時点の方針としては今後新設をせず、現在ある公園を機能に合わせて再編することで対応していきます。

5-2 公園の機能充実

よく利用される基幹公園である「瓢湖水きん公園」「天朝山公園」「ふるさと公園」「道の駅あがの」について、公園設備の充実を図っていく方針とします。

5-3 公園の機能縮小

現在の利用状況、少子化等による利用方法の変化、周辺の公園設置状況など、有効な活用が図られていない公園については、遊具を更新せずに緑地としての管理、または廃止を検討します。

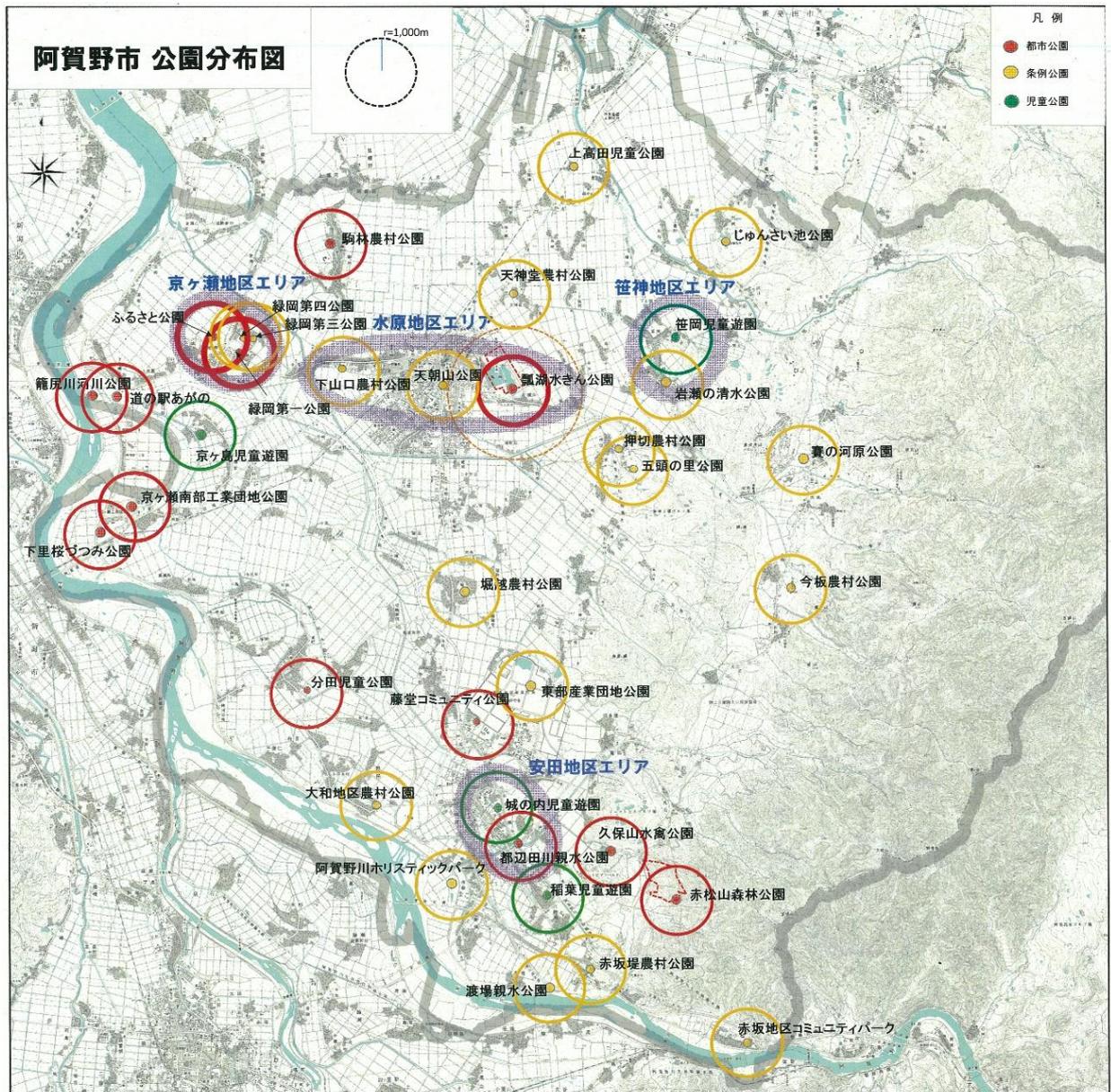
これにより財政負担を一定程度抑制する事も可能です。

都市公園については、都市公園法第16条に「みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。」となっていますが上記方針のとおり、都市公園についても緑地管理または廃止を検討します。

注1…ParkPFIとは、都市公園の公募設置管理制度の通称で、民間事業者がカフェや店舗等収益施設を設置・運営し、その収益を公園全体の整備や管理に充てる制度です。

注2…指定管理制度とは、図書館、公園、体育施設などの「公の施設」の管理運営を、地方公共団体が指定する法人や団体に委託する制度です。

図2 阿賀野市公園エリア分布図（1 km 圏内）



公園一覧

No.	公園種別	施設名	所在地	公園面積
1	○ 都市公園	赤松山森林公園	保田 6332-19	220,674.00 m ²
2	○ 都市公園	久保山水禽公園	久保字山谷 16	17,593.15 m ²
3	○ 都市公園	都辺田川親水公園	保田字水押 4470-1	31,408.00 m ²
4	○ 都市公園	藤堂コミュニティ公園	寺社字藤堂甲 3854	3,739.04 m ²
5	○ 条例公園	赤坂堤農村公園	六野瀬 2431-6	1,367.00 m ²
6	○ 条例公園	渡場親水公園	六野瀬 714-1	24,251.90 m ²
7	○ 条例公園	阿賀野川ホリスティックパーク	保田 2614-41 地先	76,073.44 m ²
8	○ 条例公園	大和地区農村公園	小浮字保田道下	3,266.00 m ²
9	○ 条例公園	東部産業団地公園	かがやき 5911	115,736.99 m ²
10	○ 条例公園	赤坂地区コミュニティ公園	小松字芳ヶ沢 316-2	2,726.37 m ²
11	○ 児童遊園	稲葉児童遊園	久保 1153	1,452.30 m ²
12	○ 児童遊園	城ノ内児童遊園	保田 4797	5,829.00 m ²
	安田地区計		12 箇所	504,117.19 m ²
13	○ 都市公園	緑岡第一公園	緑岡 3-19	5,575.28 m ²
14	○ 都市公園	駒林農村公園	駒林字金淵原 4990	9,730.70 m ²
15	○ 都市公園	ふるさと公園	曾郷字石塚 1028	31,447.00 m ²
16	○ 都市公園	京ヶ瀬工業団地記念公園	京ヶ瀬工業団地字古阿賀 3610-153	21,282.00 m ²
17	○ 都市公園	下里桜つつみ公園	京ヶ瀬工業団地字鉄道下 801-1	17,339.20 m ²
18	○ 都市公園	籠尻川河川公園	下黒瀬字前川原 1366 地先	26,193.46 m ²
19	○ 条例公園	緑岡第三公園	緑岡 38-65	711.00 m ²
20	○ 条例公園	緑岡第四公園	緑岡 102-4	399.00 m ²
21	○ 児童遊園	京ヶ島児童遊園	京ヶ島 588-1	1,102.00 m ²
22	○ 都市公園	道の駅あがの	窪川原 553-2	23,525.39 m ²
	京ヶ瀬地区計		10 箇所	137,305.03 m ²
23	○ 条例公園	天神堂農村公園	天神堂字雪車町 549	2,285.00 m ²
24	○ 条例公園	堀越農村公園	堀越字坂町 381	1,850.00 m ²
25	○ 条例公園	下山口農村公園	山口字荒田 1598-1	1,969.00 m ²
26	○ 都市公園	瓢湖水きん公園	水原字大堤 313-1	303,911.31 m ²
27	○ 条例公園	天朝山公園	中央町 2 丁目 1262-1	12,942.47 m ²
28	○ 都市公園	分田児童公園	東町字山王 1182-2	3,531.00 m ²
	水原地区計		6 箇所	326,488.78 m ²
29	○ 条例公園	押切農村公園	押切字屋敷回り 955	1,265.00 m ²
30	○ 条例公園	今板農村公園	今板字村上 770-2	945.00 m ²

31	○	条例公園	五頭の里公園	押切字往還上 1056-79	324.47 m ²
32	○	条例公園	賽の河原公園	畑江 471-1	2,613.00 m ²
33	○	条例公園	じゅんさい池公園	村岡字野地 1361-2	11,436.00 m ²
34	○	条例公園	岩瀬の清水公園	山崎 210-1	881.44 m ²
35	○	児童遊園	笹岡児童遊園	笹岡字城山 1384-1	2,963.00 m ²
36	○	条例公園	上高田児童公園	上高田字宮ノ下 49-3	100.00 m ²
笹神地区計				8箇所	20,527.91 m ²
合 計				36箇所	988,438.91 m ²

5-4 【参考】公園に関するアンケート調査(詳細についてはP50以降参照)

公園の再編を検討するにあたり、市民の方に公園の利用状況等についてアンケート調査を実施しました。

アンケート結果では、よく利用される市内の公園については、1位が瓢湖水きん公園、続いて2位が道の駅あがの、3位天朝山公園、4位ふるさと公園と阿賀野市を代表する基幹公園が上位を占めている状態であり、本計画の方針と合っているものでした。

また、廃止しても構わない市内の公園については、1位が赤松山森林公園、2位が赤坂堤農村公園、3位が押切農村公園、4位が大和地区農村公園という結果でした。

このアンケート調査の回答については、回答者がすべての公園を認知して回答しているとは限らないため、廃止等においては活用に十分に留意し、あくまでも参考資料として取り扱うものとします。

第6章 機能適正化の推進

6-1 機能適正化計画の進め方

今回の機能適正化計画により、市の公園箇所数は、合計29箇所となり(開発公園を除く。)内訳では、安田地区が11箇所、京ヶ瀬地区が8箇所、水原地区が5箇所、笹神地区が5箇所となります。

また、面積では98.8haから97.9haと縮小となります。本計画に示した機能適正化に関する基本方針に基づきながら進めることとし、効率的な配置を確立するとともに効率的管理を実施することとします。

いずれの施設にあっても利用者をはじめとした受益者・利害関係者が存在することから、公園の再編にあたっては関係者へ説明をし、情報共有をしていかななくてはなりません。

特に、今後機能縮小・廃止を予定している公園については、地元における愛着や過去の建設背景・事情なども想定されることから、関係者や地元の方

に対して丁寧に説明しながら、共感と理解に努めます。

6-2 機能適正化計画の施策展開

市内に存在するさまざまな種類の公園は、整備時には明確な目的を備え、それぞれの役割を担ってきたところですが、少子高齢化を背景とした利用者層の変化と受益者の減少により、施設が余剰となっていると言わざるを得ない状況にあります。

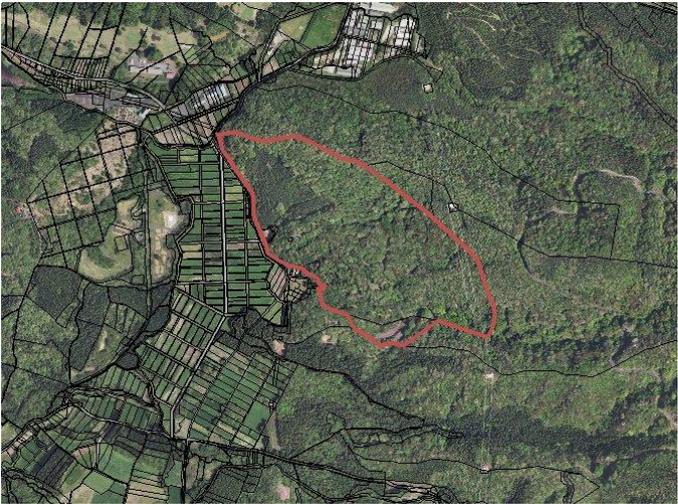
公園は、遊具の老朽化に伴う修繕などの維持管理コストがかかるほか、施設を維持していくためには敷地内の除草や樹木の剪定などが必要となり、その維持管理コストは固定的な財政負担となっています。

いずれにしても多くの公園が設置された時代とは、社会情勢、経済環境及び地域環境が著しく変化していることから、将来の子どもたちや孫の時代にとって重荷にならないようにするという考えの下で、着実に適正化に努め、公園機能の充実を図ります。

各公園の方針一覧

No.	施設名	所有／借地	管理方法	検討の方向性	ページ数
1	赤松山森林公園	借地（無償）	直営	継続	1 4
2	久保山水禽公園	市有地	直営	継続	1 5
3	都辺田川親水公園	国有地、市有地	直営	継続	1 6
4	藤堂コミュニティ公園	市有地	直営	継続	1 7
5	赤坂堤農村公園	借地（無償）	直営	継続	1 8
6	渡場親水公園	市有地、借地（無償）	直営	継続	1 9
7	阿賀野川ホリスティックパーク	借地（無償）	直営	継続	2 0
8	大和地区農村公園	市有地	直営	継続	2 1
9	東部産業団地公園	市有地	直営	継続	2 2
1 0	赤坂地区コミュニティ公園	市有地	指定管理	廃止	2 3
1 1	稲葉児童遊園	借地（無償）	自治会	継続	2 4
1 2	城ノ内児童遊園	市有地	直営	継続	2 5
1 3	緑岡第一公園	市有地	直営	継続	2 6
1 4	駒林農村公園	市有地	直営	継続、 ParkPFI 検討	2 7
1 5	ふるさと公園	市有地	直営	機能強化	2 8
1 6	京ヶ瀬工業団地記念公園	市有地	直営	継続	2 9
1 7	下里桜つつみ公園	市有地、借地（無償）	直営	継続	3 0
1 8	籠尻川河川公園	借地（無償）	直営	継続	3 1
1 9	緑岡第三公園	市有地	直営	統合再編	3 2
2 0	緑岡第四公園	市有地	直営	統合再編	3 3
2 1	京ヶ島児童遊園	市有地	自治会	継続	3 4
2 2	道の駅あがの	市有地	直営	機能強化	3 5
2 3	天神堂農村公園	市有地	自治会	継続	3 6
2 4	堀越農村公園	市有地	自治会	継続	3 7
2 5	下山口農村公園	市有地	自治会	継続	3 8
2 6	瓢湖水きん公園	市有地、借地（無償）	直営	機能強化、 ParkPFI 検討	3 9
2 7	天朝山公園	市有地	直営	機能強化	4 0
2 8	分田児童公園	市有地	貸付	廃止・売却	4 1
2 9	押切農村公園	借地（無償）	自治会	廃止	4 2
3 0	今板農村公園	借地（無償）	自治会	廃止	4 3
3 1	五頭の里公園	市有地	自治会	緑地維持	4 4
3 2	賽の河原公園	市有地	自治会	継続	4 5
3 3	じゅんさい池公園	借地（無償）	自治会	継続	4 6
3 4	岩瀬の清水公園	市有地	直営	継続	4 7
3 5	笹岡児童遊園	借地（有償）	自治会	継続	4 8
3 6	上高田児童公園	市有地	自治会	廃止	4 9

1 赤松山森林公園

公園の区分	都市公園
休園日	無休
場 所	保田 6332-19
面 積	220, 674. 00 m ²
所有者	国有地 20, 674. 00 m ² 、民地 200, 000. 00 m ²
遊 具	無し
開園日	平成 7 年 4 月 1 日
管理方法	直営
利用状況	キャンプ場としての利用がある
今後の方針	継続して、管理運営を行う。
写 真	
写 真	

2 久保山水禽公園

公園の区分	都市公園
休園日	無休
場 所	久保字山谷 16 他 20 筆
面 積	17,593.15 m ²
所有者	市有地
遊 具	無し
開園日	平成7年4月1日
管理方法	直営
利用状況	ほぼ利用なし
今後の方針	当面継続して管理運営を行う。
写 真	
写 真	

3 都辺田川親水公園

公園の区分	都市公園
休園日	無休
場 所	保田字水押 4470-1 他 11 筆
面 積	31,408.00 m ²
所有者	国有地 26,909.00 m ² 、市有地 4,499.00 m ²
遊 具	無し
開園日	平成 11 年 4 月 1 日
管理方法	直営
利用状況	地元利用あり
今後の方針	継続して管理運営を行う。
写 真	
写 真	

4 藤堂コミュニティ公園

公園の区分	都市公園
休園日	無休
場 所	寺社字藤堂甲 3854 他 3 筆
面 積	3,739.04 m ²
所有者	市有地
遊 具	無し
開園日	平成 7 年 4 月 1 日
管理方法	直営
利用状況	ほぼ利用なし
今後の方針	当面継続して管理運営を行う。
写 真	
写 真	

5 赤坂堤農村公園

公園の区分	条例公園
休園日	無休
場 所	六野瀬 2431-6
面 積	1,367.00 m ²
所有者	民有地 1,367.00 m ² (瀬寄社)
遊 具	無し
開園日	平成 12 年 4 月 1 日
管理方法	直営
利用状況	ほぼ利用なし
今後の方針	継続して管理運営を行う。
写 真	
写 真	

6 渡場親水公園

公園の区分	条例公園
休園日	無休
場 所	六野瀬 714-1 他 4 筆
面 積	24,251.90 m ²
所有者	国有地 6,362.94 m ² 、市有地 4,884.45 m ² 、民有地 13,004.51 m ²
遊 具	無し
開園日	平成 8 年 4 月 1 日
管理方法	直営
利用状況	ほぼ利用なし
今後の方針	当面継続して管理運営を行う。
写 真	
写 真	

7 阿賀野川ホリスティックパーク

公園の区分	条例公園
休園日	無休
場 所	阿賀野川河川敷（保田 2614-41 地先）
面 積	76,073.44 m ²
所有者	国有地
遊 具	無し
開園日	平成8年7月15日
管理方法	直営
利用状況	キャンプ場としての利用がある
今後の方針	継続して管理運営を行う。
写 真	
写 真	

8 大和地区農村公園

公園の区分	条例公園
休園日	無休
場 所	小浮字保田道下 3157-1 他 1 筆
面 積	3,266.00 m ²
所有者	市有地
遊 具	ブランコ、バスケットゴール、築山
開園日	平成 10 年
管理方法	直営
利用状況	利用あり
今後の方針	当面継続して管理運営を行う。
写 真	
写 真	

9 東部産業団地公園

公園の区分	条例公園
休園日	無休
場 所	かがやき 5911
面 積	115,736.99 m ²
所有者	市有地
遊 具	無し
開園日	平成 17 年
管理方法	直営
利用状況	利用あり
今後の方針	継続して管理運営を行う。
写 真	
写 真	

10 赤坂地区コミュニティ公園

公園の区分	条例公園
休園日	無休
場 所	小松字芳ヶ沢 316-2 他 6 筆
面 積	2,726.37 m ²
所有者	市有地
遊 具	無し
開園日	平成 6 年
管理方法	指定管理
利用状況	ほぼ利用なし
今後の方針	少子高齢化による利用者の減と施設老朽化により廃止検討対象とする。
写 真	
写 真	

11 稲葉児童公園

公園の区分	児童遊園
休園日	無休
場 所	久保 1153
面 積	1,452.30 m ²
所有者	民有地
遊 具	鉄棒、滑り台、トンネル、造形遊具
開園日	昭和 49 年
管理方法	自治会管理
利用状況	利用あり
今後の方針	自治会管理で継続する。
写 真	
写 真	

12 城ノ内児童公園

公園の区分	児童遊園
休園日	無休
場 所	保田 4797
面 積	5,829.00 m ²
所有者	市有地
遊 具	ブランコ、ラダー、スウィング遊具、複合遊具
開園日	昭和 48 年
管理方法	直営
利用状況	利用あり
今後の方針	継続して管理運営を行う。
写 真	
写 真	

13 緑岡第一公園

公園の区分	都市公園
休園日	無休
場 所	緑岡 3-19
面 積	5,575.28 m ²
所有者	市有地
遊 具	ブランコ、スウィング遊具、ポゴディ、グローブジャングル
開園日	昭和 54 年 5 月
管理方法	直営
利用状況	利用あり
今後の方針	継続して管理運営を行う。
写 真	
写 真	

14 駒林農村公園

公園の区分	都市公園
休園日	無休
場 所	駒林字金淵原 4990 他 22 筆
面 積	9,730.70 m ²
所有者	市有地
遊 具	無し
開園日	平成 11 年 3 月 30 日
管理方法	直営
利用状況	ほぼ利用なし
今後の方針	継続して管理運営を行う。 今後、ParkPFI 等を検討する。
写 真	
写 真	

15 ふるさと公園

公園の区分	都市公園
休園日	無休
場 所	曾郷字石塚 1028 他 1 筆
面 積	31,447.00 m ²
所有者	市有地
遊 具	複合遊具、ブランコ
開園日	平成 11 年 3 月 30 日
管理方法	直営
利用状況	利用あり
今後の方針	遊具等の機能強化を図り、管理運営を行う。
写 真	
写 真	

16 京ヶ瀬工業団地記念公園

公園の区分	都市公園
休園日	無休
場 所	京ヶ瀬工業団地字古阿賀 3610-153 他 1 筆
面 積	21,282.00 m ²
所有者	市有地
遊 具	無し
開園日	平成 11 年 3 月 30 日
管理方法	直営
利用状況	利用あり
今後の方針	継続して管理運営を行う。
写 真	
写 真	

17 下里桜つつみ公園

公園の区分	都市公園
休園日	無休
場 所	京ヶ瀬工業団地字鉄道下 801-2、河川敷
面 積	17,339.20 m ²
所有者	国有地 7,143.40 m ² 、市有地 10,195.80 m ²
遊 具	無し
開園日	平成 11 年 3 月 30 日
管理方法	直営
利用状況	利用あり
今後の方針	継続して管理運営を行う。
写 真	
写 真	

18 籠尻川河川公園

公園の区分	都市公園
休園日	無休
場 所	下黒瀬字前川原 1366 地先
面 積	26,193.46 m ²
所有者	国有地
遊 具	無し
開園日	平成 11 年 3 月 30 日
管理方法	直営
利用状況	利用あり
今後の方針	継続し管理運営を行う。
写 真	
写 真	

19 緑岡第三公園

公園の区分	条例公園
休園日	無休
場 所	緑岡 38-65
面 積	711.00 m ²
所有者	市有地 711.00 m ²
遊 具	ブランコ
開園日	平成3年12月
管理方法	直営
利用状況	ほぼ利用なし
今後の方針	600m圏内にふるさと公園があるため、統廃合し、緑岡第三公園は廃止する。廃止後の土地は売却も検討する。
写 真	
写 真	

20 緑岡第四公園

公園の区分	条例公園
休園日	無休
場 所	緑岡 102-4
面 積	399.00 m ²
所有者	市有地
遊 具	無し
開園日	平成5年2月
管理方法	直営
利用状況	利用なし
今後の方針	600m圏内にふるさと公園があるため、統廃合し、緑岡第四公園は廃止する。廃止後の土地は売却も検討する。
写 真	
写 真	

21 京ヶ島児童遊園

公園の区分	児童遊園
休園日	無休
場 所	京ヶ島 588-1、575
面 積	1,102.00 m ²
所有者	市有地
遊 具	無し
開園日	昭和 51 年 2 月
管理方法	自治会管理
利用状況	利用なし
今後の方針	今後も自治会管理として継続維持する。
写 真	
写 真	

22 道の駅あがの

公園の区分	都市公園
休園日	無休
場 所	窪川原 553-2
面 積	23,525.39 m ²
所有者	市有地
遊 具	複合遊具、シーソー、ブランコ、スウィング遊具等
開園日	令和5年8月
管理方法	直営
利用状況	利用多数あり
今後の方針	遊具等の機能強化を図る。指定管理者制度の可能性も検討する。
写 真	
写 真	

23 天神堂農村公園

公園の区分	条例公園
休園日	無休
場 所	天神堂字雪車町 549
面 積	2,285.00 m ²
所有者	市有地
遊 具	ブランコ
開園日	平成2年
管理方法	自治会管理
利用状況	利用あり
今後の方針	今後も自治会管理として継続維持する。
写 真	
写 真	

24 堀越農村公園

公園の区分	条例公園
休園日	無休
場 所	堀越字坂町 381 他 4 筆
面 積	1,850.00 m ²
所有者	市有地
遊 具	ブランコ
開園日	平成 3 年
管理方法	地元管理
利用状況	利用あり
今後の方針	今後も地元管理として継続維持する。
写 真	
写 真	

25 下山口農村公園

公園の区分	条例公園
休園日	無休
場 所	山口字荒田 1598-1
面 積	1,969.00 m ²
所有者	市有地
遊 具	ブランコ
開園日	平成4年
管理方法	自治会管理
利用状況	利用あり
今後の方針	今後も自治会管理として継続維持する。
写 真	
写 真	

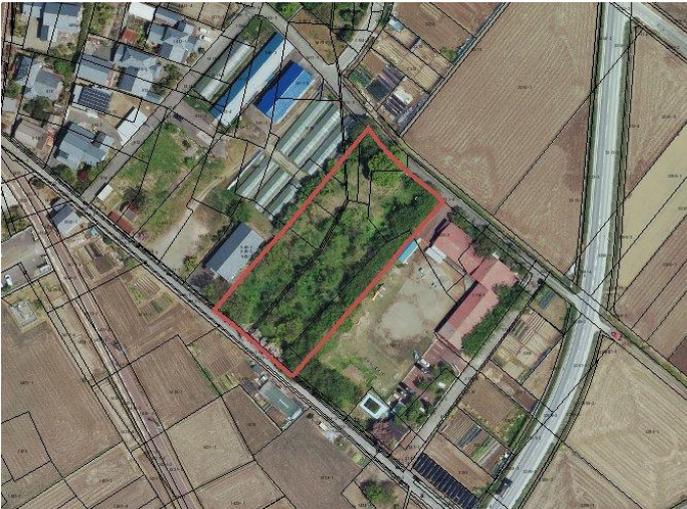
26 瓢湖水きん公園

公園の区分	都市公園
休園日	無休
場 所	水原字大堤 313-1
面 積	303,911.31 m ²
所有者	国有地 8,678.00 m ² 市有地 295,233.31 m ²
遊 具	複合遊具、ブランコ、スウィング遊具、滑り台
開園日	昭和 50 年 2 月 7 日
管理方法	直営
利用状況	利用多数あり
今後の方針	施設整備等機能強化を図り、管理運営を行う。 Park-PFI の可能性も検討する。
写 真	
写 真	

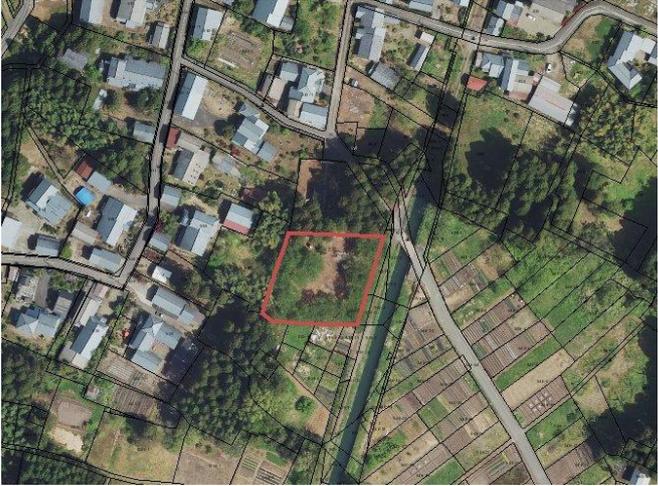
27 天朝山公園

公園の区分	条例公園
休園日	無休
場 所	中央町2丁目1262-1 他7筆
面 積	12,942.47 m ²
所有者	市有地
遊 具	複合遊具、ブランコ、シーソー、滑り台
開園日	昭和39年12月
管理方法	直営
利用状況	利用多数あり
今後の方針	遊具等の機能強化を図り、管理運営を行う。
写 真	
写 真	

28 分田児童公園

公園の区分	都市公園
休園日	無休
場 所	東町字山王 1182-2 他 11 筆
面 積	3,531.00 m ²
所有者	市有地
遊 具	無し
開園日	昭和 39 年 12 月
管理方法	貸付
利用状況	利用なし
今後の方針	管理契約満了後、都市公園を廃止する。廃止後の土地は売却も検討する。
写 真	
写 真	

29 押切農村公園

公園の区分	条例公園
休園日	無休
場 所	押切字屋敷回り 955
面 積	1,265.00 m ²
所有者	借地（諏訪神社）
遊 具	ブランコ、鉄棒
開園日	平成5年
管理方法	自治会管理
利用状況	利用なし
今後の方針	公園としての利用が無いため、廃止検討対象とする。
写 真	
写 真	

30 今板農村公園

公園の区分	条例公園
休園日	無休
場 所	今板字村上 770-2 他 1 筆
面 積	945.00 m ²
所有者	借地（毘沙門社）
遊 具	無し
開園日	平成 2 年
管理方法	自治会管理
利用状況	利用なし
今後の方針	公園としての利用が無いため、廃止検討対象とする。
写 真	
写 真	

31 五頭の里公園

公園の区分	条例公園
休園日	無休
場 所	押切字往還上 1056-79
面 積	324.47 m ²
所有者	市有地
遊 具	無し
開園日	昭和 56 年
管理方法	自治会管理
利用状況	利用なし
今後の方針	今後は遊具を撤去し、緑地として自治会管理で継続維持する。
写 真	
写 真	

32 賽の河原公園

公園の区分	条例公園
休園日	無休
場 所	畑江 471-1 他 1 筆
面 積	2,613.00 m ²
所有者	市有地
遊 具	無し
開園日	昭和 52 年
管理方法	直営
利用状況	利用なし
今後の方針	継続して管理運営を行う。
写 真	
写 真	

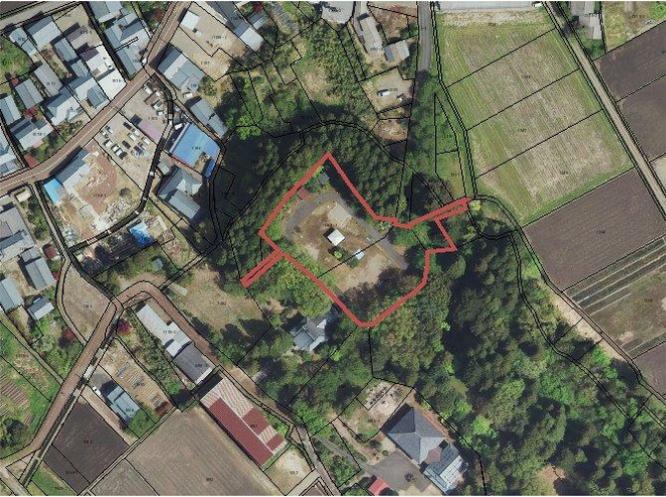
33 じゅんさい池公園

公園の区分	条例公園
休園日	無休
場 所	村岡字野地 1361-2 他 7 筆
面 積	11,436.00 m ²
所有者	国有地 9,634.00 m ² 、民有地 1,802.00 m ²
遊 具	無し
開園日	平成 2 年
管理方法	自治会管理
利用状況	利用なし
今後の方針	今後も自治会管理として継続維持する。 公園用地について見直しを検討する。
写 真	
写 真	

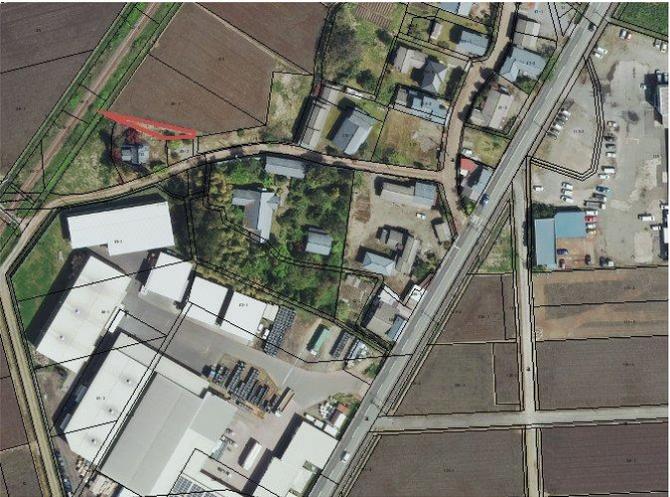
34 岩瀬の清水公園

公園の区分	条例公園
休園日	無休
場 所	山崎 210-1 他
面 積	881.44 m ²
所有者	市有地
遊 具	無し
開園日	不明
管理方法	直営
利用状況	公園利用なし、清水汲み場として利用
今後の方針	継続して管理運営を行う。
写 真	
写 真	

35 笹岡児童遊園

公園の区分	児童遊園
休園日	無休
場 所	笹岡字城山 1384-1、他 3 筆
面 積	2,963.00 m ²
所有者	国有地 1,430.00 m ² 、民有地 1,533.00 m ²
遊 具	ブランコ、滑り台
開園日	昭和 56 年
管理方法	自治会管理
利用状況	利用あり
今後の方針	今後も自治会管理として継続維持する。
写 真	
写 真	

36 上高田児童遊園

公園の区分	条例公園
休園日	無休
場 所	上高田字宮ノ下 49-3
面 積	100.00 m ²
所有者	市有地
遊 具	無し
開園日	平成7年
管理方法	自治会管理
利用状況	利用なし
今後の方針	公園としてのニーズが無いため、廃止検討対象とする。
写 真	
写 真	

【参考資料】

公園に関するアンケート調査結果

(1) 調査の目的

阿賀野市が管理する公園の利用状況や各公園の必要性について利用者意識調査し、今後の公園維持管理、再編（統廃合）の参考資料として活用するためアンケートを実施しました。なお、今回のアンケートはあくまでも参考資料であり、今回の結果が即廃止に繋がるものではありません。

(2) 実施方法

市公式LINE で実施

(3) 調査対象

市公式LINE 登録者

(4) 調査期間

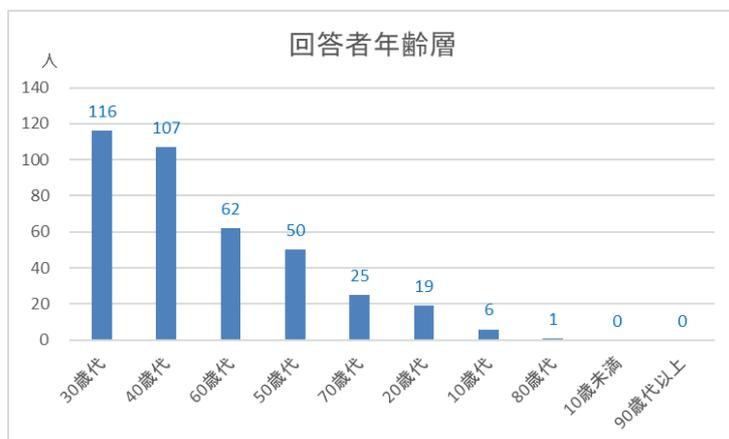
2025年5月15日（木）から6月18日（木）まで

(5) 回答数

386名

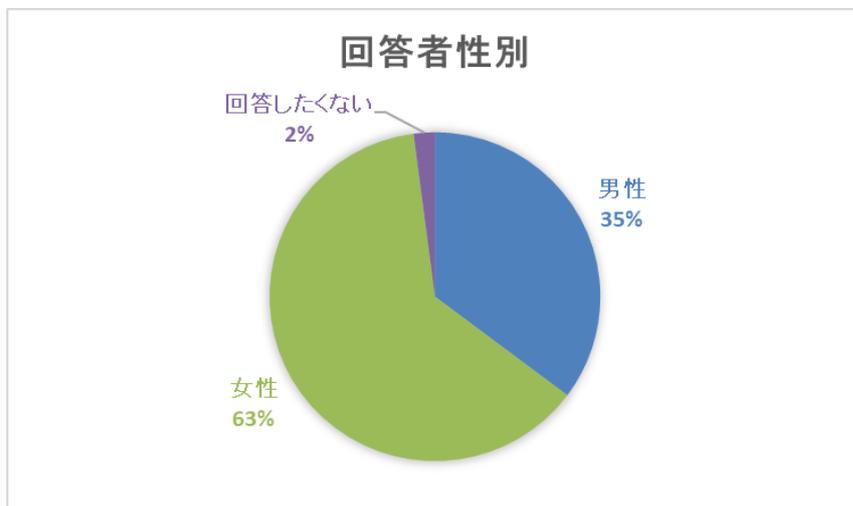
問1 あなたの年齢層を教えてください。

年齢について、30歳代が多く116人、続いて40歳代107人、60歳代62人、50歳代50人、70歳代25人、20歳代19人、80歳代1人、90歳代以上0人、10歳未満0人となっています。



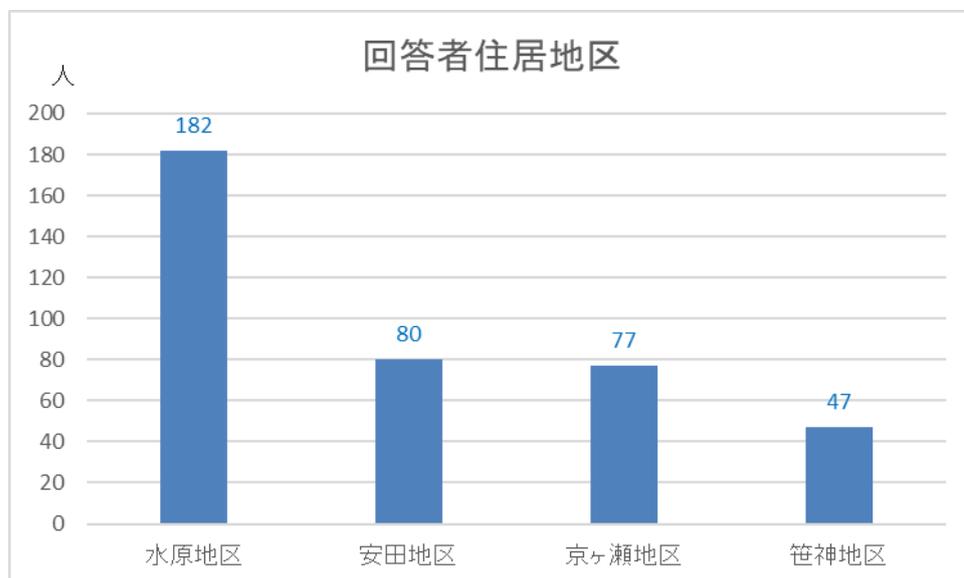
問2 あなたの性別を教えてください。

性別について、女性63%、男性35%、答えたくないが2%となっています。



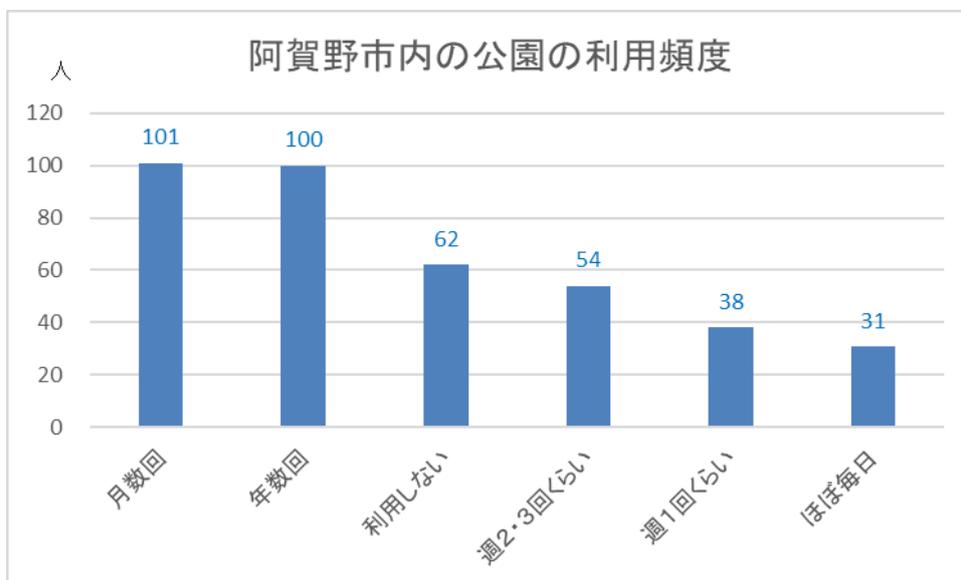
問3 あなたのお住まいはどちらですか。

居住地域については、水原地区47%、安田地区21%、京ヶ瀬地区20%、笹神地区12%でした。



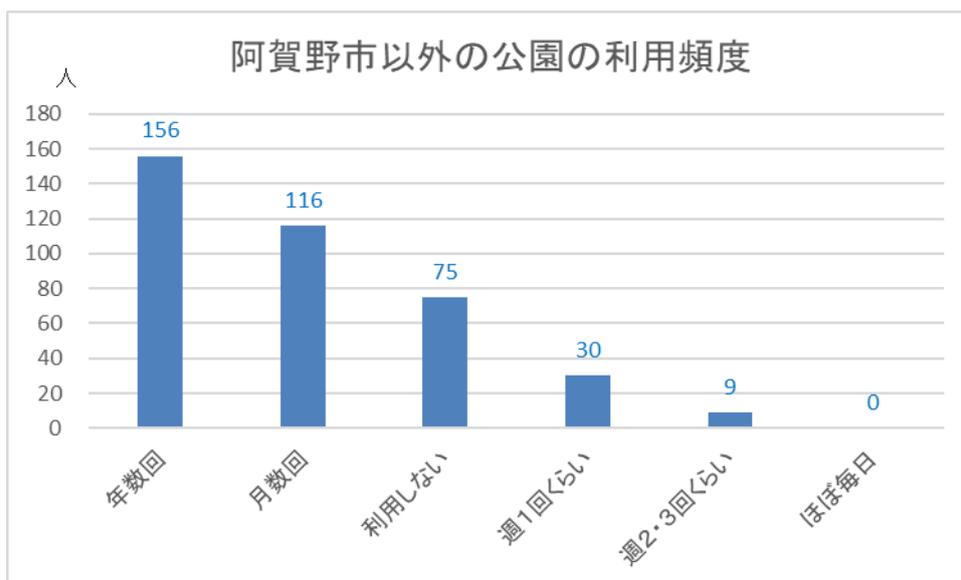
問4 阿賀野市内の公園の利用頻度を教えてください。

阿賀野市内の公園利用頻度については、月数回が101人、年数回100人、利用しない62人、週2・3回くらい54人、週1回くらい38人、ほぼ毎日31人の順となりました。



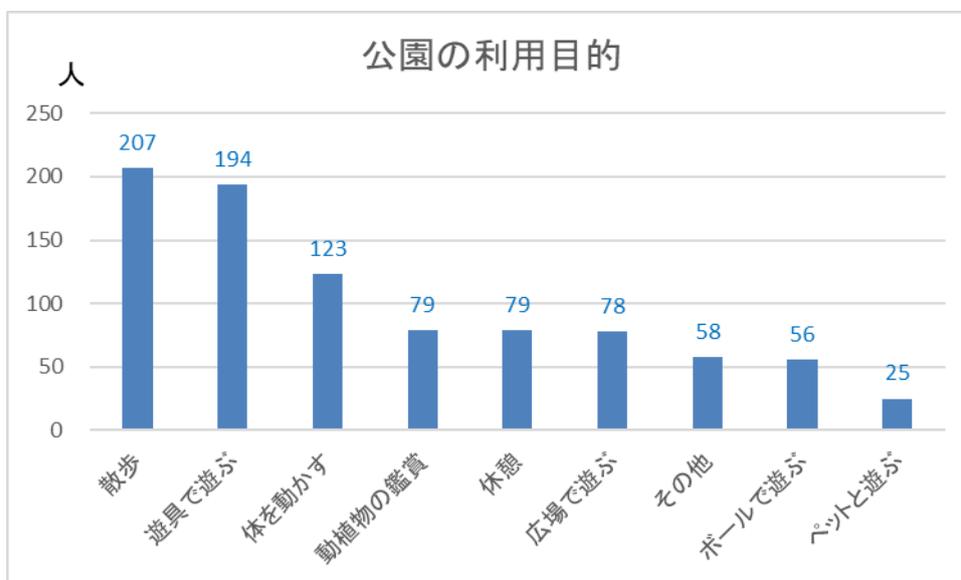
問5 阿賀野市以外の公園の利用頻度を教えてください。

阿賀野市以外の公園の利用頻度については、年数回156人、月数回116人、利用しない75人、週1回くらい30人、週2・3回くらい9人、ほぼ毎日0人の順となりました。



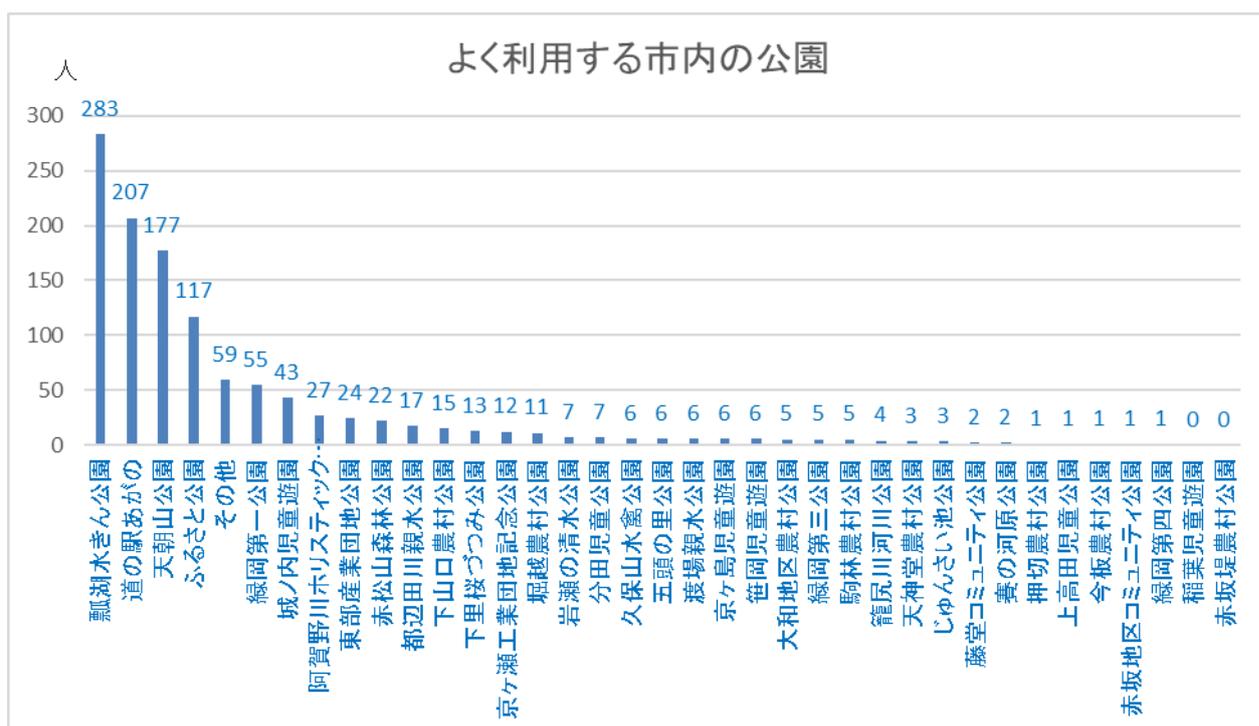
問6 公園の利用目的を3つまで回答してください。

公園の利用目的は、散歩 207 人、遊具で遊ぶ 194 人、体を動かす 123 人、休憩 79 人、動植物の観賞 79 人、広場で遊ぶ 78 人、ボールで遊ぶ 56 人、その他 58 人、ペットと遊ぶ 25 人となっております。



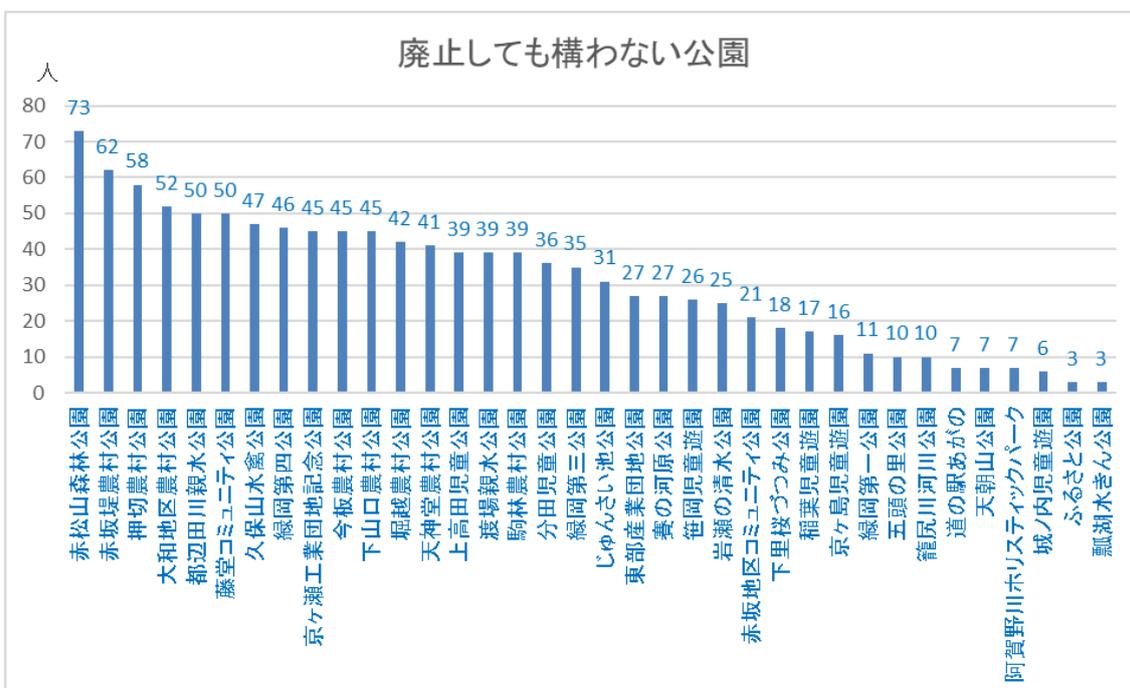
問7 よく利用される市内の公園を5つまで回答してください。

よく利用される市内の公園については、1位が瓢湖水きん公園 283 名、続いて2位が道の駅あがの 207 名、3位天朝山公園 177 名、4位ふるさと公園 117 名と阿賀野市を代表する基幹公園が上位を占めております。



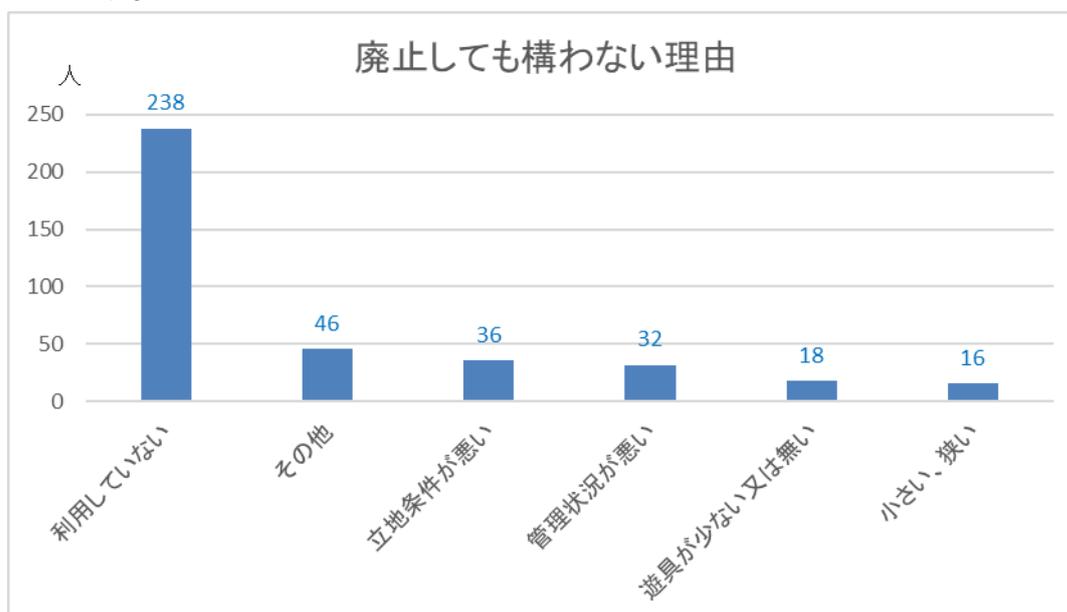
問8 廃止しても構わない市内の公園について5つまで回答してください。

廃止しても構わない市内の公園については、1位が赤松山森林公園 73名、2位が赤坂堤農村公園 62名、3位が押切農村公園 58名、4位が大和地区農村公園 52名という結果でした。



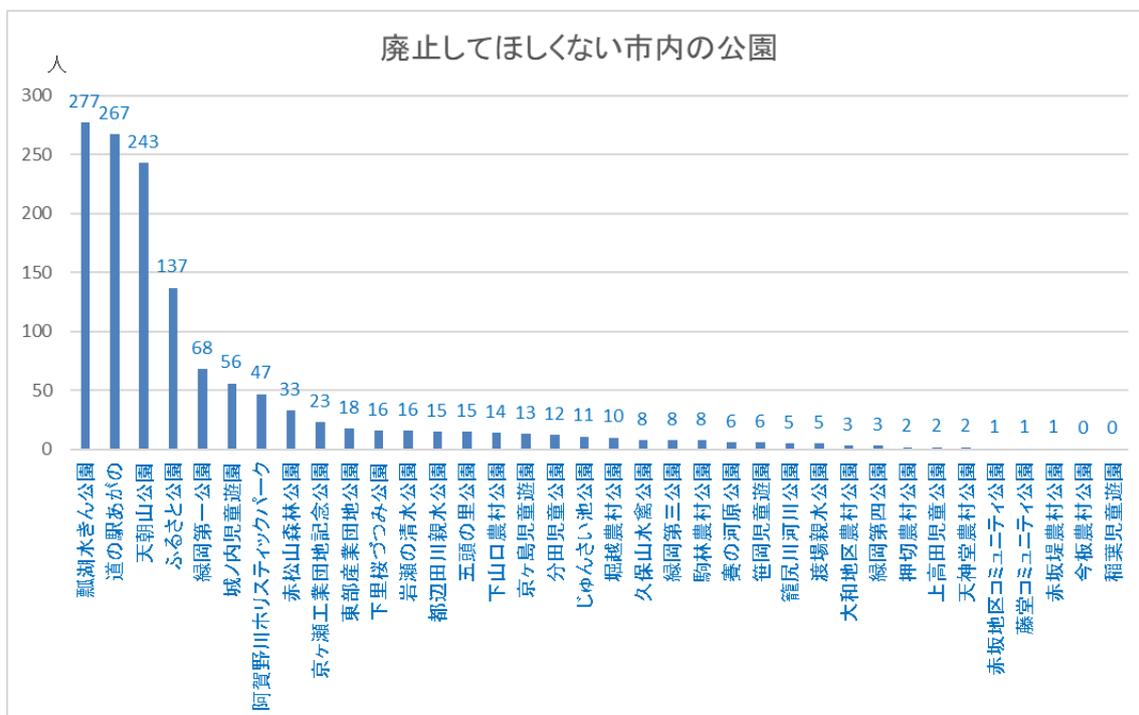
問9 廃止しても構わない理由を1つ選んでください。

廃止しても構わない理由については、利用していないが一番多く 238人の回答で、続いてその他 46人、立地条件が悪い 36人といった意見が多くなっております。



問10 廃止してほしくない市内の公園について5つまで回答してください。

廃止してほしくない市内の公園については、1位が瓢湖水きん公園 277名、2位が道の駅あがの 267名、3位が天朝山公園 243名、4位がふるさと公園 137名とよく利用される公園がそのまま廃止して欲しくない公園となりました。



問11 廃止してほしくない理由を1つ選んでください。

廃止してほしくない理由については、1番多い理由が子どもの遊べる場所として必要が 168人、続いて利用するため 115人、景観・自然がきれい 45人、癒し、憩い、交流の場として必要 42人という意見が多い結果となりました。

